

医療的ケア児等及びご家族が利用できる主な行政サービスについて

※利用される方の状況により受けられないもの、重複して利用できないものなどもあります。各サービスには基準や条件があるため、詳しい事業内容等については各所管課及び各機関へお問い合わせください。

	事業名	事業内容	窓口
障害福祉	手当・医療費の助成 年金の支給	(1) 児童育成手当の「障害手当」(区) (2) 特別児童扶養手当(国) (3) 障害児福祉手当(国) (4) 重度心身障害者手当(都) (5) 心身障害者福祉手当(区) (6) 東京都心身障害者医療費助成 (7) 心身障害者扶養共済制度(都)	(1)(2) 子育て支援課 (3)(4)(5)(6)(7) 障害福祉課
	障害者手帳等の交付	(1) 身体障害者手帳 (2) 愛の手帳(東京都療育手帳) (3) 精神障害者保健福祉手帳	(1) 障害福祉課 (2) 東京都児童相談センター (3) 池袋保健所健康推進課
	障害児通所支援	(1) 児童発達支援 日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。 【区内11事業所、うち医療的ケア児受け入れ可能な事業所はなし。近隣区では6事業所で医療的ケア児を受け入れ可能(中野区・練馬区)。】 (2) 医療型児童発達支援 上肢、下肢または体幹機能障害のある児童に医療型児童発達センターで通所による児童発達支援や治療を行う。 【区内に事業所なし。23区では4施設で医療的ケア児を受け入れ可能(江東区・大田区・北区・足立区)。】 (3) 放課後デイサービス 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。 【区内14事業所、うち1事業所で医療的ケア児を受け入れ可能。近隣区では12事業所で医療的ケア児を受け入れ可能(新宿区・文京区・中野区・北区・板橋区・練馬区)。】 (4) 保育所等訪問支援 保育所その他の集団生活を営む施設に訪問し、集団生活に 適応するため専門的な支援を行う。 【区内に事業所なし。近隣区では14事業所がある(新宿区・中野区・北区・板橋区・練馬区)。】 (5) 居宅訪問型児童発達支援 重度の障害により外出することが困難な障害児に対して、居宅へ訪問して発達支援を行う。 【区内に事業所なし。近隣区では1施設がある(練馬区)。】	(1)(2)(3)(4)(5) 障害福祉課 (1) 子育て支援課西部子ども家庭支援センター
	障害児相談支援	障害児通所支援の利用申請の際、本人や保護者の意向から適切なサービスの組み合わせを検討し、障害児支援利用計画案の作成や通所決定後の連絡・調整等を行う。 【区内7事業所、うち1事業所に医療的ケア児コーディネーター所属】	障害福祉課

	事業名	事業内容	窓口
障害福祉	補装具費の支給	身体機能を補完・代替し、かつ、長期継続して使用される義肢、装具、車いす(バギー)等の購入費、修理費の給付を行う。	障害福祉課
	日常生活用具・住宅改修費、屋内移動設備の給付	日常生活上の不便を解消するための用具(介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具など)及び屋内移動設備の給付を行う。	
	紙おむつの支給・おむつ購入費の助成	常時寝たきり、又は失禁状態のためおむつが必要な方へ紙おむつの支給、おむつ購入費の助成を行う。	
	福祉タクシー券の交付・自動車燃料費助成	福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費助成のどちらかを受けることができる。	
	短期入所(ショートステイ)	<p>障害児(者)等の介護を行う方の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった場合に、指定の障害児(者)施設や病院に短期間入所して必要な支援を行う。</p> <p>【区内に4施設、うち1施設で医療的ケア児を受け入れ可能。その他、23区内では3施設で医療的ケア児を受け入れ可能(江東区・北区・板橋区)。】</p>	
	日中一時支援	<p>障害児(者)等の介護を行う方の疾病・出産・休養等の理由で一時的に介護できないときに、宿泊を伴わない短期的な施設利用を提供して、日常生活上の援助、日中活動の支援を行う。</p> <p>【区内に2事業所、うち医療的ケア児受け入れ可能な事業所はなし。近隣区では1事業所で医療的ケア児を一部受け入れ可能(北区)。】</p>	
	居宅介護	在宅生活に必要な通院介助及び入浴・排せつ及食事等の身体介護、洗濯等の家事援助の為ヘルパーを派遣する。	
	重症心身障害児(者)等在宅レスパイト事業	家庭に看護師を派遣し、家族等が日頃行っている医療的ケアや療養上の行為(食事介助、排泄介助、体位交換等)を家族に代わって行う。	

	事業名	事業内容	窓口
保健	未熟児養育医療給付	出生時の体重が2,000グラム以下、または生活力が弱く、運動不安、けいれん等の症状で指定医療機関の医師が入院養育を必要と認めた未熟児への医療給付を行う。	池袋保健所健康推進課 長崎健康相談所
	小児慢性特定疾病医療費助成【東京都】	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部の助成を行う。	
	小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病受給者証をお持ちのかたに、日常生活用具(18品目)の給付を行う。	
	自立支援医療(育成医療)	身体障害のある18歳未満のお子さんで、手術などにより確実な治療効果が期待できるかたに、医療の給付を行う。	
	難病医療費助成制度【東京都】	指定難病又は都制度対象疾病に罹患している方で、当該疾病に対する医療費について、医療保険等適用後の自己負担分を助成を行う。	
	在宅重症心身障害児(者)等訪問事業【東京都】	看護師がご家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行う。	
	療養相談	保健師等が、家庭訪問や面談等により療養上の相談に応じる。	
	在宅難病患者一時入院【東京都】	在宅難病患者の在宅生活を支えているご家族等の介護者が、自身の病気や事故等の理由によって一時的に介護ができなくなった場合、患者さんが短期間入院できるよう、都内病院にベッドを確保している。	
在宅人工呼吸器使用者災害時個別支援計画作成事業	災害時の適切な行動に繋げることを目的として、在宅の人工呼吸器使用者に対し、災害時の備えをまとめた災害時個別支援計画の策定を行う。	池袋保健所健康推進課	
在宅人工呼吸器使用者の停電時に備えた東京電力への患者登録	東京電力に患者登録を行うことで、停電の際の復旧見通しなど、東京電力より個別にお知らせされる。		
災害時人工呼吸器使用者自家発電装置給付事業	在宅人工呼吸器使用者の方に対し、災害時の停電における電力の確保を図るため自家発電装置の給付または購入費の助成を行う。		

	事業名	事業内容	窓口
保健	在宅難病患者医療機器貸与・整備【東京都】	在宅難病患者が在宅で使用する医療機器(吸入器、吸引器)を貸与・整備し、併せて訪問看護を実施することにより、患者・家族の経済的負担の軽減と、在宅療養環境の整備を図る。	池袋保健所健康推進課 長崎健康相談所
	在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業【東京都】	在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対して、医療保険で定められた回数を超えて行う訪問看護に対し、委託事業を実施する。	
	母子保健事業	豊島区在住の母子に対して、赤ちゃん訪問、子どもの健康診査(乳幼児健診)、予防接種などを行う。	
保育	発達支援事業	心身に障害のあるお子さん、発達に心配や偏りがあるお子さんに対し、専門のスタッフが相談等による支援を行う。	子育て支援課 西部子ども家庭支援センター
	居宅訪問型保育事業(障害児訪問保育)	障害・疾病など個別のケアが必要な場合等に、保護者の自宅へ居宅訪問型保育者を派遣し、1対1の保育を行う(医療的ケアの内容によっては要相談)。障害児訪問保育アニーへ委託している。	保育課
教育	医療的ケアのための看護師の配置	豊島区立幼稚園、小・中学校に在籍する児童・生徒が、健康で安全な学校生活を送ることができるよう、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを行う看護師の配置を行う。	学務課
	就学相談	障害のあるもしくは特別な支援を必要とする児童・生徒の就学、転学、通級指導学級への入級及び特別支援教室利用に関する相談を行う。	教育センター
その他	税の軽減	障害者控除の適用(所得税・住民税)や自動車税・軽自動車税等、税に関する各種減免措置を行う。	豊島税務署 豊島区税務課 等
	交通機関の割引	JR・私鉄運賃の割引や都営交通の無料乗車券発行、駐車禁止規制の対象除外等、各種割引措置を行う。	豊島区障害福祉課 公共交通機関 警察署 等
	各種料金等の軽減	水道・下水道料金の免除やNHK受信料の減免等、各種軽減措置を行う。	東京都水道局 豊島区障害福祉課 等
	レクリエーション活動	東京都障害者スポーツセンターの利用や区立体育館・プールの使用料免除等を行う。	東京都障害者総合スポーツセンター 豊島区学習・スポーツ課、障害福祉課

※障害福祉サービスについては、令和3年10月時点、医療的ケア児が利用できる事業所数を記載。
(東京都保健福祉局 東京都障害者サービス情報等の検索結果より)